

倉敷市スポーツ奨励章 表彰基準

(表彰対象)

第1条 被表彰者は、各種国際大会、全国大会等において優勝又はこれに準ずる優秀な成績をあげた者とする。

(選考)

第2条 市長は、倉敷市スポーツ振興基金運営委員会の推薦した者のうちから、被表彰者を定める。

(表彰)

第3条 表彰は市長表彰とし、賞状、メダル及び記念品を贈る。

2 表彰及び表彰式実施にかかる費用は、倉敷市スポーツ振興基金交付金から支出する。

(その他)

第4条 この表彰基準に定めるもののほか、必要な事項は、別途倉敷市スポーツ振興基金運営委員会にて定める。